

令和2年2月20日

第96回 神戸市個人情報保護審議会

類型化事項について

(市民参画推進局)

神戸市第547号  
令和2年2月20日

神戸市個人情報保護審議会  
会長様

神戸市長 久元



諮問

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

1. 本人以外からの収集について（条例第7条第2項第5号）
2. 思想信条等情報の収集について（条例第7条第3項ただし書）

担当：市民参画推進局市民情報サービス課



本人以外から個人情報を収集することについて  
(第7条第2項第5号)

【防犯カメラに関する類型】

	類 型	理 由
19	<p>(市の公共施設における防犯カメラの設置)</p> <p>市の公共施設※1に設置する防犯カメラによって、来訪者等不特定多数を対象として個人情報を収集する場合※2</p> <p>ただし、個室等において来訪者個人を限定して特定できる態様で録画する場合を除く</p>	<p>①市の公共施設において、来訪者等の安全の確保、犯罪の未然防止及び犯罪等が発生した際の証拠保全を図るために、必要な範囲内で、防犯カメラを設置して録画する必要があるため</p> <p>②防犯カメラによって常時撮影するという性質上、被撮影者の個別の同意を得ることは困難であることから、個人情報を保護するために必要な措置を講じている場合に限り、本人からの収集の例外事項としてやむを得ないものと考えられるため</p>

※1 ここではいう市の公共施設とは、実施機関が設置・管理する建築物系施設（その敷地を含む。）であって、不特定多数が来訪する公共空間を有するものをいう。（市庁舎、研修所、社会教育施設、公衆衛生施設、社会福祉施設、公園・体育施設等市民福祉施設、学校園、医療施設、交通施設など）

※2 実施機関は、「市の公共施設に設置する防犯カメラシステムの運用に関するガイドライン」の遵守を前提とする。

思想信条等に関する個人情報を収集することについて  
(第7条第3項ただし書)

【防犯カメラに関する類型】

	類 型	収集する個人情報	理 由
19	<p>(市の公共施設における防犯カメラの設置)</p> <p>市の公共施設※1に設置する防犯カメラによって、来訪者等不特定多数を対象として個人情報を収集する場合※2</p> <p>ただし、個室等において来訪者個人を限定して特定できる態様で録画する場合を除く</p>	<p>・個人の特質を規定する身体に関する情報</p>	<p>①市の公共施設において、来訪者等の安全の確保、犯罪の未然防止及び犯罪等が発生した際の証拠保全を図るために、必要な範囲内で、防犯カメラを設置して録画する必要があるため</p> <p>②防犯カメラによって常時撮影するという性質上、被撮影者の個別の同意を得ることは困難であることから、個人情報を保護するために必要な措置を講じている場合に限り、本人からの収集の例外事項としてやむを得ないものと考えられるため</p>

※1 ここていう市の公共施設とは、実施機関が設置・管理する建築物系施設（その敷地を含む。）であつて、不特定多数が来訪する公共空間を有するものをいう。（市庁舎、研修所、社会教育施設、公衆衛生施設、社会福祉施設、公園・体育施設等市民福祉施設、学校園、医療施設、交通施設など）

※2 実施機関は、「市の公共施設に設置する防犯カメラシステムの運用に関するガイドライン」の遵守を前提とする。

## 神戸市の公共施設内における防犯カメラ設置の類型化について

近年、商業施設等を中心として防犯カメラを設置している事例は多く見受けられ、犯罪抑止の観点からその効果が認められている。本市においても実施機関が市庁舎等への防犯カメラを設置するにあたり、神戸市個人情報保護審議会に対して諮問される事案も増加しているところである。

これまで実施機関による防犯カメラの設置は、そのほとんどが施設内における来訪者等の安全の確保、犯罪の未然防止及び犯罪等が発生した際の証拠保全を目的としている。防犯カメラの設置にあたっては、収集する録画情報によって特定個人が識別可能な場合が想定されるため、個人の権利利益を不当に侵害しないように十分な配慮が求められる。

今後も実施機関から同様の諮問が予想される所であり、これまでの答申結果を踏まえて類型化するとともに、その録画記録の適正な管理のためにガイドラインを策定するものとする。

### 記

#### 1 防犯カメラの利用目的

市の公共施設内における来訪者等の安全の確保、犯罪の未然防止及び犯罪等が発生した際の証拠保全のために利用する。

#### 2 類型の対象となる市の公共施設

実施機関が設置・管理する建築物系施設（その敷地を含む。）であって、不特定多数が来訪する公共空間を有するもの。（市庁舎、研修所、社会教育施設、公衆衛生施設、社会福祉施設、公園・体育施設等市民福祉施設、学校園、医療施設、交通施設など）

#### 3 類型の対象となる撮影方法

上記施設の出入口、フロア、通路、駐車場、展示室など公共空間における不特定多数を対象とした一過性撮影。但し、個室等狭い空間を撮影し、来訪者個人を限定して特定できる態様で撮影する場合を除く。

#### 4 その他

防犯カメラを設置する実施機関は、別紙「市の公共施設に設置する防犯カメラシステムの運用に関するガイドライン」を遵守するものとする。

# 市の公共施設に設置する防犯カメラシステムの運用に関するガイドライン(案)

制定 令和2年 月 日

## 第1 目的

このガイドラインは、市の公共施設での来訪者等の安全の確保、犯罪の未然防止及び犯罪等が発生した際の証拠保全を目的として、実施機関が設置する防犯カメラシステムの運用に関し、必要な事項を策定するものとする。

## 第2 基本原則

実施機関は、本ガイドラインの対象となる防犯カメラシステムの運用にあたり、神戸市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき適正な管理を行い、個人のプライバシーその他市民の権利利益を不当に侵害しないように十分に配慮しなければならない。

## 第3 設置運用基準

### 1 防犯カメラの設置する対象施設

本ガイドラインにおける市の公共施設とは、実施機関が設置・管理する建築物系施設（その敷地を含む。）であって、不特定多数が来訪する公共空間を有するものをいう。（市庁舎、研修所、社会教育施設、公衆衛生施設、社会福祉施設、公園・体育施設等市民福祉施設、学校園、医療施設、交通施設など）

### 2 撮影範囲

撮影範囲は、前項施設内で不特定多数の者の通行又は入場が見込まれる公共空間（施設の出入口、フロア、通路、駐車場、展示室及びその他それに類する場所）において、設置目的を達成するために必要最小限の範囲とする。

なお、個室等狭い空間を撮影し、来訪者個人を限定して特定できる態様で撮影する場合は、条例第7条第2項第5号及び第3項ただし書の類型答申の対象とならない。

### 3 撮影方法

防犯カメラは、毎日24時間作動させる。

### 4 防犯カメラ設置の明示

実施機関は、設置する施設内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示板により明示するものとする。

## 第4 防犯カメラ装置及び記録データの管理

### 1 管理責任者等

実施機関は、防犯カメラ装置及び記録データを適正に管理するために、管理責任者をおき、防犯カメラを所管する課の所属長をもって充てる。防犯カメラ装置の操作は、管理責任者が管理上必要と認める者に操作させるものとし、それ以外の者に防犯カメラ装置を操作させない。

## 2 防犯カメラ装置の管理

管理責任者は、防犯カメラ装置の画像表示装置及び記録装置を、防犯カメラの設置を所管する担当課が管理する事務室内に設置し、防犯カメラ装置及び記録データの適正な管理を行うとともに、防犯カメラ装置及び記録データの漏えい、滅失及び改ざんの防止その他記録データの適正な管理のために必要な措置を講ずる。

## 3 記録データの管理

記録データの保存期間は、1ヵ月以内とする。また、撮影時の状態で保存するものとし、当該記録データを修正・加工を禁止する。

## 4 記録データの保存延長

管理責任者が保存期間を超えて保存が特に必要であると認められる場合は、記録データの保存期間を変更することができる。この場合、当該記録データを電子記録媒体に複製してこれを保存するものとし、施錠可能なロッカー等で厳重に管理し、管理責任者の許可を得ずに、記録データの閲覧、複製及び持ち出しはできないものとする。

## 第5 記録データの利用及び外部提供の制限

記録データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用又は外部提供しない。

- (1) 設置目的に即して犯罪の捜査及び事実の究明のため、捜査機関に協力する場合
- (2) 刑事訴訟法第197条第2項その他法令に基づく照会があり、実施機関が提出することに合理的な理由があると認める場合
- (3) その他、条例第9条第1項各号に該当する場合

## 第6 記録データの消去及び廃棄

保存期間を経過した記録データは、当該記録装置に新しい記録データを上書きする方法により、これを消去するものとする。

また、延長した保存期間が終了した電子記録媒体の画像・音声は、直ちに消去するものとし、廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、電子記録媒体を破碎、裁断等の処理を行うものとする。

## 第7 情報の守秘

実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、防犯カメラシステム及び記録データから知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

## 第8 運用要綱の策定

実施機関は、当該防犯カメラの設置及び運用について、本ガイドラインを踏まえて、次の事項に関する運用要綱を設け、防犯カメラの設置及び運用が適切なものとなるよう努めるものとする。

- (1) 防犯カメラの設置目的
- (2) 防犯カメラの管理責任者及び操作者の指定
- (3) 防犯カメラの設置台数

- (4) 防犯カメラの撮影区域
- (5) 防犯カメラの設置の表示
- (6) 記録データの保存・取扱い
  - ア 記録データの保存期間
  - イ 記録データの管理方法
  - ウ 記録データの消去方法
- (7) その他防犯カメラの設置、運用等を適切に行うために必要な事項

## 第9 補則

このガイドラインは、令和2年 月 日から施行する。

本人以外から個人情報を収集することについて  
(第7条第2項第5号)

【ドライブレコーダーに関する類型】

	類 型	理 由
20	<p>(公用車へのドライブレコーダーの設置) 公用車に設置したドライブレコーダーの録画によって個人情報が含まれる場合</p>	<p>① 公用車での交通事故が発生した際に事故状況の正確かつ客観的な事実の把握や原因究明など適切な事故処理のため、また、事故防止対策としての教育指導及び市が管理する道路施設等の破損状況の確認等に活用するために、公用車運行時にドライブレコーダーで録画することにより、個人情報を収集する場合があるため</p> <p>② ドライブレコーダーによる録画で常時運行中に個人情報を収集するという性質上、公用車周辺の歩行者等の同意を得ることは不可能であるため</p>

※1 実施機関は、「神戸市公用車ドライブレコーダーの設置及び運用に関するガイドライン」の遵守を前提とする。

思想信条等に関する個人情報を収集することについて  
(第7条第3項ただし書)

【ドライブレコーダーに関する類型】

	類 型	収集する個人情報	理 由
20	<p>(公用車へのドライブレコーダーの設置)</p> <p>公用車に設置したドライブレコーダーの録画によって個人情報が含まれる場合</p>	<p>・個人の特質を規定する身体に関する情報</p>	<p>① 公用車での交通事故が発生した際に事故状況の正確かつ客観的な事実の把握や原因究明など適切な事故処理のため、また、事故防止対策としての教育指導及び市が管理する道路施設等の破損状況の確認に活用するために、公用車運行時にドライブレコーダーで録画することにより、個人情報を収集する必要があるため</p> <p>② ドライブレコーダーによる録画で常時運行中に個人情報を収集するという性質上、公用車周辺の歩行者等の同意を得ることは不可能であるため</p>

※1 実施機関は、「神戸市公用車ドライブレコーダーの設置及び運用に関するガイドライン」の遵守を前提とする。

## 実施機関が使用する公用車へのドライブレコーダーの設置について

実施機関が業務上公用車を運行する場合、運転者は常に安全運転に努めているが、突発的な事故を防ぎきれない現状がある。

公用車による交通事故が発生した場合、運転者及び同乗者による負傷者の救護及び危険防止措置、警察・消防への連絡をはじめ、職員による事故発生状況の聴き取り並びに記録、事故報告書の作成、管理監督者等による事故後の運転者への指導教育や事故要因分析、渉外担当職員と契約保険会社による事故後の示談交渉などの業務を行うことになる。

実施機関は、交通事故の状況確認について当該運転者及び同乗者、相手方の証言及び現場検証により行われるが、交通事故の当事者間の意見が相違する場合など、事故状況の確認や事故原因を分析するための有効な情報が不十分なこともあり、示談交渉時の過失割合の判断など、正確かつ客観的な証拠が必要となる。

このような状況を踏まえて、職員の安全意識向上と交通事故発生時における状況確認のために、公用車にドライブレコーダーを設置することについて類型化するとともに、その録画記録の適正な管理のためにガイドラインを策定するものとする。

### 記

#### 1 ドライブレコーダーの設置目的

- ① 職員の安全意識向上と交通事故が発生した場合の正確かつ客観的な事故現場の確認
- ② 捜査機関、保険会社に事故時の録画記録を提供することによる事故原因の早期解明及び円滑な示談交渉の実施
- ③ 交通安全教育及び事故防止のための録画記録の活用
- ④ 市が管理する道路施設等の破損状況の確認

#### 2 ドライブレコーダー設置の対象範囲

実施機関が保有又はリース契約により公務上使用する自動車

#### 3 ドライブレコーダーによる撮影範囲

公用車内外に設置された撮影用カメラによる車両の前方又は後方の画像

#### 4 その他

ドライブレコーダーを設置する実施機関は、別紙「神戸市公用車ドライブレコーダーの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守するものとする。

# 神戸市公用車ドライブレコーダーの設置及び運用に関するガイドライン（案）

制定 令和2年 月 日

## 第1 目的

このガイドラインは、職員の交通安全意識の向上及び交通事故発生時における状況の明確化のため、公用車に設置するドライブレコーダーの運用に関し、必要な事項を策定する。

## 第2 基本原則

実施機関は、公用車に設置するドライブレコーダーの運用にあたり、神戸市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき適正な管理を行い、個人のプライバシーその他市民の権利利益を不当に侵害しないように十分に配慮しなければならない。

## 第3 設置運用基準

### 1 公用車の定義

本ガイドラインにいう公用車とは、実施機関が保有又はリース契約により公務上使用する車両であって、ドライブレコーダー（車両周囲の映像及び音声（以下「記録データ」という。）を表示し記録する機能を備えるものをいう。）を公用車内に設置したものをいう。

### 2 撮影範囲

ドライブレコーダー及び撮影カメラの設置は公用車内とし、撮影範囲は車両の前方及び後方の撮影用カメラ1基あたり水平140度程度、垂直140度程度とする。

### 3 ドライブレコーダーの作動等

ドライブレコーダーを設置する公用車を運転する者（以下「運転職員」という。）は、走行中ドライブレコーダーにより常時撮影し、これを録画するものとする。

ドライブレコーダーを設置した公用車には、原則としてドライブレコーダーが作動中である旨の表示をするものとする。

## 第4 ドライブレコーダー及び記録データの管理

### 1 管理責任者等

ドライブレコーダー及び記録データの適正な管理及び運用を図るため、ドライブレコーダー管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、当該公用車を管理する所属長をもって充てる。ドライブレコーダー及び記録データの操作は、管理責任者が管理上必要と認める者に操作させるものとし、それ以外の者に防犯カメラ装置を操作させない。

## 2 ドライブレコーダーの管理

運転職員は、全ての乗務員が車両を離れる際に、車両ドアを確実に施錠しなければならない。

## 3 記録データの管理

管理責任者は、記録データの改ざん、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

記録データは、ドライブレコーダーに装着する電子記録媒体に一定程度の時間を連続で記録されるとともに、事故発生時や衝撃のあった時には随時記録され、それぞれ自動で上書き更新されるものとする。

実施機関は、第5各号に掲げる利用及び第6各号に掲げる提供において、電子記録媒体を取り外し関連するデータ部分を取り込む場合、全庁ファイルサーバに保存するものとし、ドライブレコーダーに搭載していない電子記憶媒体は、施錠可能なロッカー等で厳重に管理し、管理責任者の許可を得ずに、記録データの閲覧、複写及び持ち出しはできないものとする。

## 4 記録データの保存

電子記録媒体に保存した記録データの保存期間は、原則として電子記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされるまでとし、全庁ファイルサーバに保存した記録データの保存期間は、原則1年間とする。ただし、管理責任者が必要と認めるときは、この限りでない。

## 第5 記録データの利用

記録データは、次のいずれかに該当する場合に利用するものとする。

- (1) 公用車事故発生時における事故状況の確認及び原因究明に必要な場合
- (2) 事故処理及び示談交渉に必要な場合
- (3) 実施機関の運転者の安全運行に資するため、安全運転教育及び研修に必要な場合  
(この場合、識別可能な個人情報管理責任者の責任において個人が識別不可能な状態へ加工を行うものとする。)
- (4) 市が管理する道路施設等の破損状況の確認に必要な場合

## 第6 記録データの外部提供の制限

記録データは、次のいずれかに該当する場合を除き、関係職員以外の者に提供してはならない。なお、提供を行った場合は、その理由、期日、閲覧等を行った相手方の名称、記録データの内容等を記載した記録書を作成し、保存する。

- (1) 事故の原因究明のため、刑事訴訟法等に基づく捜査関係機関からの照会に対して提供する場合
- (2) 事故の示談交渉を実施するため、事故の相手方、保険会社に提供する場合
- (3) その他、神戸市個人情報保護条例第9条第1項各号に該当する場合

## 第7 記録データの消去及び廃棄

記録データが記録された電子記録媒体を廃棄するときやドライブレコーダーを撤去するとき又はドライブレコーダーを設置する公用車のリース契約期間の満了等に伴い返却するときは、専用ソフトウェアによる消去その他当該記録データが復元できない状態にしなければならない。

## 第8 情報の守秘

実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、ドライブレコーダー及び記録データから知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

## 第9 運用要綱の策定

実施機関は、ドライブレコーダーの設置及び運用について、本ガイドラインを踏まえて、次の事項に関する運用要綱を設け、ドライブレコーダーの設置及び運用が適切なものとなるよう努めるものとする。

- (1) ドライブレコーダーの設置目的
- (2) ドライブレコーダーの管理責任者及び操作者の指定
- (3) ドライブレコーダーの設置対象となる公用車
- (4) ドライブレコーダーの撮影範囲
- (5) 記録データの保存・取扱い
  - ア 記録データの保存期間
  - イ 記録データの管理方法
  - ウ 記録データの利用及び提供の制限
  - エ 記録データの消去方法
- (6) その他ドライブレコーダーの設置、運用等を適切に行うために必要な事項

## 第10 補則

このガイドラインは、令和2年 月 日から施行する。